

# 「平成 21 年度 高知県教育委員会 施策に関する点検・評価」 概要

## 1. 平成 21 年度 高知県教育委員会の施策に関する点検・評価について

すべての教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条）。3 年目となる今回は、平成 21 年度の事業・施策について結果をとりまとめました。

## 2. 点検・評価の対象とした個別事業、施策について

- 1) 「平成 21 年度施策体系表」に位置づけられる 206 の個別事業から、「平成 21 年度主要事業」を中心に 56 の事業を点検・評価の対象事業としました。  
(主要事業：41、その他の事業：15 合計：56 事業)
- 2) 「平成 21 年度施策体系表」に位置づけられる施策をベースに、9 つの主要施策を点検・評価の対象施策としました。
- 3) 点検・評価の対象とした 56 の事業を、9 つの主要施策に位置づけて、点検・評価用の体系を再構築し、「平成 21 年度高知県教育委員会 施策の点検・評価 体系表」を作成しました。

◆9 つの柱に対象事業を位置づけする際、「平成 21 年度施策体系表」から、以下の視点で位置づけを変更した事業があります。

- ①緊急プラン改訂版（H21.5 月）で、「5 つの改革+体力づくり」に位置づけられた事業
- ②H22 年度に「5 つの改革+体力づくり」に位置づけられた事業
- ③事業内容により位置づけの変更が望ましいと判断した事業

- 4) 教育振興基本計画における、点検・評価対象事業の位置づけについては、70 ページ「参考：教育振興基本計画における点検・評価対象事業の位置づけ」を参照してください。